

# 人事委員会に関する規程（骨子案）

## 第 1 趣旨

全学的視点に立って公正・適正な人事を行う機関としての人事委員会について、設置、構成、権限その他の必要事項を定める。

## 第 2 設置

職員の人事に関し、その公正を期すとともに、全学的な視点に立った適正な業務の遂行に資するため、人事委員会を置く。

## 第 3 構成

次に掲げる委員各 3 人をもって構成する。

経営審議会の委員のうちから当該経営審議会において選出された者（うち 2 名を学外委員とする。）

教育研究評議会の委員のうちから当該教育研究評議会において選出された者

## 第 4 権限

次に掲げる事務を処理する。

職員の採用及び昇任のための選考を行い、教員の選考結果を教育研究評議会に報告すること。

職員の人事に関する基準・手続に関する事務を行うこと。

別に定めるところにより職員の人事に関する不服申立てに対する審査を行うこと。

その他法人の規程によりその権限に属せられた事務

## 第 5 その他の事項

委員の任期に関すること。

会議に関すること。

この規程に定めるもののほか人事委員会に関し必要な事項を定める場合及びこの規程を改正する場合の手続に関すること。